

函館圏都市計画本町4丁目地区地区計画の決定（七飯町決定）

都市計画本町4丁目地区地区計画を次のとおり決定する。

平成21年7月24日
七飯町告示 第65号

名称	本町4丁目地区地区計画	
位置	七飯町本町4丁目の一部	
区域	計画図表示のとおり	
面積	約 2.6 ha	
地区計画の目標	<p>本地区は、七飯町本町の都市計画街路「本町下通」の沿道にあり、北側を町道本町14号線、東側を町道本町3号線、南側を普通河川中須田川に囲まれた地区であり、地区周辺は良好な住宅地が形成されている。</p> <p>該当地は、地区計画を策定することにより住宅環境の維持と賑わいと魅力あるまちづくりを実現することを目標とする。</p>	
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>周辺地区の生活利便性を高め、良好な住宅環境の維持と賑わい、魅力のあるまちづくりを図るため土地利用を誘導する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>現在、都市的土地利用が図られていない地区であり生活利便施設の立地誘導を図るが、周辺生活環境との調和を保つため建築物等の用途の制限について定める。</p>

地区整備計画	名称		本町4丁目地区	
	区域		計画図表示のとおり	
	面積		約2.3ha	
	地区の区分	地区の名称	低層専用住宅地区	生活利便地区
		地区の面積	約0.4ha	約1.9ha
	建築物等の用途の制限		次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1. 第一種低層住居専用地域内に建築することができる建築物以外のもの	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 1. 工場（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第130条の6に掲げるものを除く） ※建築できる工場 パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので作業場の床面積合計が50㎡以内のもの（原動機の出力の合計が0.75kw以下のもの） 2. ポーリング場、スケート場、水泳場又は令第130条の6の2に掲げる運動施設） 3. ホテル、旅館 4. 自動車教習所 5. 畜舎
	建築物の容積率の最高限度		80%	—
	建築物の建ぺい率の最高限度		50%	—
	建築物の敷地面積の最低限度		180㎡	180㎡
	壁面の位置の制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は1m以上とすること。	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は1m以上とすること。
建築物等の高さの最高限度		10m	10m	
広告物の制限		刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、美観風致を損なうものは、建築物に表示又は築造してはならない。	刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、美観風致を損なうものは、建築物に表示又は築造してはならない。	

理由

周辺地区の生活利便性を高め、良好な住宅環境の維持と賑わい、魅力のあるまちづくりを図るため地区計画を定める。